

平成29年度
国立大学法人筑波大学
年度計画

平成29年3月31日 届出

目 次

I	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
1	グローバル化に関する目標を達成するための措置	1
2	国際的に互換性のある教育の実施に向けての目標を達成するための措置	2
3	学生の自立性を高めるための支援等に関する目標を達成するための措置	7
4	世界トップレベルの研究の推進に向けての目標を達成するための措置	8
5	研究の健全化を達成するための措置	10
6	産学連携機能とイノベーション創出に向けての目標を達成するための措置	10
7	筑波研究学園都市を含めた地域との連携に向けての目標を達成するための措置	12
8	附属病院に関する目標を達成するための措置	13
9	附属学校に関する目標を達成するための措置	14
II	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	15
1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	15
2	法令遵守等に関する目標を達成するための措置	16
3	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	17
III	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	18
1	外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	18
2	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	19
3	資産の運用管理の改善及び施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	19
IV	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	20
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	20
2	情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	20
V	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	21
1	安全管理に関する目標を達成するための措置	21
VI	予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画	22
VII	短期借入金の限度額	22
VIII	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	22
IX	剰余金の使途	22
X	その他	22
1	施設・設備に関する計画	22
2	人事に関する計画	23

平成 29 年度 国立大学法人筑波大学 年度計画

(注) 内は、中期計画を示す

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 グローバル化に関する目標を達成するための措置

◇ ワールドクラスの大学にふさわしく、大学のグローバル競争力を強化し、国際的互換性のある教育と世界トップレベルの研究を行うため、次項以下に掲げる措置と併せて実施する具体的方策

(1) スーパーグローバル大学創成支援「トランスボーダー大学がひらく高等教育と世界の未来」事業の目標達成に向け、世界のパートナー校と連携し、教育研究の資源を共有するキャンパス・イン・キャンパス構想を通じて、組織・国などの壁を乗り越えた国際協働教育研究を推進する。
<KPI：平成 33 年度までに 10 のパートナー大学とキャンパス・イン・キャンパス協定を締結>

(1) 平成 28 年度にサンパウロ大学及びマレーシア工科大学を加えて 5 大学に拡大したキャンパス・イン・キャンパス構想に係る協定大学を 1 校増やすとともに、サンパウロ大学・マレーシア工科大学との間で科目ジュークボックスによる履修コースを整備する。

(2) 国際共同学位プログラム、海外研究ユニット招致を含む共同プロジェクト等の教育研究活動支援や海外派遣支援を実施するとともに、英語だけで履修可能な教育プログラムの拡充等を通して、学生・教職員・研究者の国際的な人材交流及び教育研究のグローバル化を進める。また、多様かつ優秀な留学生の受入支援や入学者選抜方法を強化して、留学生比率を国際的な水準まで高める。
<KPI：平成 33 年度までに国際共同学位プログラムを開設、海外研究ユニットを延べ 6 ユニット以上招致、英語だけで履修可能な教育プログラムを平成 27 年度 43 プログラム→平成 33 年度 60 プログラム、外国人学生 20%>

(2) ボルドー大学、国立台湾大学との間で国際共同学位プログラム（ジョイントディグリープログラム）等を開設し、学生受入れを開始する。また、海外教育研究ユニットを新たに 2 件招致するとともに、英語だけで履修可能な教育プログラムを拡大するなど、留学生受入れ比率向上に向けた環境整備を推進する。【年度計画 25 に後述】

(3) スーパーグローバル大学創成支援事業におけるキャンパス・イン・キャンパスや海外研究ユニット招致等の構想を実現するため、国際性が日常化し、外国人にとっても快適なキャンパス環境を創成する。
<KPI：平成 33 年度までに外国人教員 10%及び外国人学生 20%（以上他項目との重複掲載）、各系支援室にエリアコモンズ要員を配置、主要広報資料及び教務関係重要文書の複数言語化>

(3) 教務、入試関係業務等（会議を含む）において複数言語化の必要性の高い文書（シラバス、授業科目表、入試要項等）を選定し計画的に着手する。なお、学群・大学院シラバスの英訳については 20%を達成する。

(4) これまで大学、部局により特定の目的（優秀な留学生の確保、派遣学生への支援、学術交流支援、帰国留学生のネットワーク形成等）でそれぞれ整備してきた海外拠点を、スーパーグローバル大学創成支援のキャンパス・イン・キャンパス構想などの大学としての戦略的役割を付加することにより、機能の高度化を図る。

<KPI：平成 33 年度までに 7 以上の海外事務所等を大学の高機能中核拠点として整備>

(4) キャンパス・イン・キャンパスのハブ的機能など、高機能中核拠点として付加すべき戦略的役割を明確化した海外拠点設置に関する基本方針の改定を行い、5ヶ所（台湾、ボルドー、サンパウロ、クアラルンプール、アーバイン）の高機能中核拠点を整備する。

◇ 筑波研究学園都市全体のグローバル化の牽引に関する具体的方策

(5) 筑波研究学園都市内の諸機関と連携し、外国人研究者の子弟を含む居住者に対する教育・医療サービスの提供に貢献する。また、学内教育研究組織に加えて筑波研究学園都市内の研究機関などの参加を得てつくばグローバル・サイエンス・ウィーク（TGSW）を開催するなど国際会議等の主催を通して、教育研究成果を積極的に世界に発信することにより、本学及び筑波研究学園都市全体のグローバル・プレゼンスを強化する。

<KPI：平成 33 年度における TGSW の国外参加機関数 30 機関、国外参加者数 300 人>

(5) つくばグローバル・サイエンス・ウィーク（TGSW）の参加機関、参加者の更なる増加を図る。また、これまで分野別の研究セッションだけで構成されていたものに加え、科学技術、社会変化等について筑波研究学園都市の外国人研究者や若手研究者による横断的なセッションを開催する。

2 国際的に互換性のある教育の実施に向けての目標を達成するための措置

◇ 国際的に互換性のある教育による人材育成に関する具体的方策

(6) 学生本位の視点に立った教育を提供し関係者に対する教育の質の保証を実現する観点から、既存の学位プログラムの充実、新たな学位プログラムの開設を含めて教育課程を学位プログラムによるものに移行し、国際的互換性と国際的協働性を持った教育システムを構築する。

<KPI：平成 30 年度までにすべての教育課程を学位プログラム制に移行>（戦略性が高く意欲的な計画）

(6) 学位プログラム制への全学的移行に向け、学校教育法 100 条ただし書の規定を適用して、大学院研究科に代えて教員組織、教育組織を分離した教育体制の構築に必要な手続きとともに、体制整備を目指して必要な準備を進める。また、学位プログラム制への移行に向けて、学位プログラム間で共通の履修が可能な科目の洗い出し、大学院共通科目の充実、一般授業科目の精選など教育課程の整備を進めるとともに、さらに学位プログラムの開設、評価、改廃を担う組織の整備に向け準備を進める。【年度計画 20 に後述】

(7) カリキュラムマップを含む科目ナンバリング制を整備・充実するとともに、チューニングシステムを構築する。

<KPI：平成30年度までに全科目のナンバリングを完了>

(7) 学群及び大学院教育会議で承認された方針に基づき、各教育組織において科目のナンバリングコードの付番及びカリキュラムマップ、コンピテンスの策定を開始する。

(8) 学士課程及び大学院課程の学位授与要件を明確化し、カリキュラムを再考する。大学院課程においては研究学位、専門学位、専門職学位の3系統の学位プログラムを導入する。

<KPI：平成33年度までに社会科学分野、工学分野、保健学分野、人間科学分野などにおいて専門学位を授与する学位プログラムを数プログラム開設>

(8) 大学院における新しい教育体制の整備に合わせて、専門学位を授与する学位プログラムとして、教育学（国際教育）修士プログラムを開設するとともに、各学位プログラムの学位系統を整理・明確化する。

(9) 学士課程の教養教育を見直すとともに、学士課程から大学院課程までにわたる先導的な総合智教育を構築する。

<KPI：平成33年度までに大括り入学者選抜に対応できる教養教育プログラムを開設する。平成31年度までに総合智教育プログラムを開設>

(9) 大括り入学者選抜に対応できる新たな教養教育・専門教育導入カリキュラムの一環として、初年次に複数の専門分野に触れることにより広い視野を育てることを目的として構想している「Specialty Finding Term 教育」の具体案を策定する。

◇ 質の高い教育を実施する体制の確立に関する具体的方策

(10) グローバル教育院を充実させ、分野横断型学位プログラムの導入を推進する。また、国際的及び国内的な共同学位プログラム等を開設する。

<KPI：平成29年度までに鹿屋体育大学との共同専攻を開設し、平成32年度までにボルドー大学、国立台湾大学、モンペリエ大学、マレーシア日本国際工科院等との連携協力による学位プログラムを開設>

(10) 学士課程における分野横断型学位プログラムを開始する。また、平成28年度に鹿屋体育大学との間で開設した共同専攻に加え、ボルドー大学、国立台湾大学との国際共同学位プログラム等を整備する。

(11) 学生、教職員の国際的コミュニケーション力を高めるための「グローバルコミュニケーション教育センター」を部局化も視野に入れながら充実させる。また、これまで異なる主体で実施していた学群第一学年及び第三学年の学生を対象とする外部の英語能力検定試験を同センターで一元的に実施することとし、学生の受験率を飛躍的に高める。また、学群所属留学生に対するベーシックな日本語教育を実施する。

<KPI：平成 33 年度までに第一学年及び第三学年の外部の英語能力検定試験受験率を 90%以上とする、平成 33 年度までに全ての学群所属留学生に対してベーシックな日本語教育を実施>

(11) 学群第一学年生の入学当初において実施しているプレイスメントテストに外部の英語能力検定試験（TOEFL-ITP）を導入し、第一学年における外部の英語能力検定試験受験率 90%以上を達成する。

(12) スーパーグローバル大学創成支援事業、スーパーグローバルハイスクール事業（SGH）や国際バカロレア教育システムの構築、附属学校教育、大学教育を通じてグローバル人材を育成する。

<KPI：平成 33 年度までに SGH 指定校である附属高等学校、附属坂戸高等学校における高校在学中の海外での武者修行の経験者：SGH 対象生の 80%以上>

(12) 附属高等学校及び附属坂戸高等学校の SGH 対象生徒における海外交流体験率について、平均 40～50%を目指す。

◇ 教育の質の向上に資する環境整備に関する具体的方策

(13) 学生の学修環境を整備する観点から、e-ラーニングシステムの充実を図るとともに、教育情報システム(TWINS)、教育課程編成支援システム(KdB)等の教育関係情報システムの一体的な利用環境を整備する。

<KPI：平成 31 年度までに関連システムを整備して一体的な利用環境を実現>

(13) 教育情報システム（TWINS）、教育課程編成システム（KdB）、到達度評価システムの機能を統合した一体的な利用環境の整備を進めるため、新インターフェイスを検討し一部試行する。

(14) 学生の主体的な学びを実現する観点から、学生による達成度自己評価システムを確立する。また、学習成果の評価システムを整備するとともに、アクティブラーニングや反転授業など学生の能動的な学修を促進する教育体制及び教育方法を導入する。これに関連して、専門分野ごとの特性を踏まえた学生ワークシートを開発する。

<KPI：平成 28 年度中に 1～2 分野で学生ワークシートに関する試行を行い、その成果を踏まえて平成 33 年度までに全分野に拡大>

(14) 学生の主体的かつ能動的な学修を促進する授業内容及び方法の実質化並びに質的向上に資するため、TA（ティーチング・アシスタント）・TF（ティーチング・フェロー）の業務について、管理・補助的業務や積極的授業進行业務など内容を再整理し、新たな区分設定を含め制度を改正するとともに、TA・TF 研修の見直し等を行う。

(15) 社会人等のための学修機会の拡大、社会人等が学びやすい環境を実現する観点から、大学院等における社会ニーズに合った早期修了プログラムの拡大、eラーニング、公開オンライン授業の導入を進める。また、将来の大学院専門学位プログラムへの移行を見据えてスポーツアカデミーなど様々な形態の履修証明プログラム等の拡大を図る。さらに、サマースクールなど履修証明の付与にかかわらず非正規の教育活動の仕組みの整備・体系化を図り、適正な対価を設定する。

<KPI: 早期修了プログラムの拡大; 平成 27 年度大学院総入学定員の 5%→平成 33 年度同 7%、履修証明プログラム等の拡大; 平成 27 年度 23 コース→平成 33 年度 33 コース>

(15) 現在、4 研究科 19 専攻において実施されている博士後期課程早期修了プログラムの実施専攻をさらに増やす。また、履修証明プログラムへの発展を見据え、社会人等に対し適正な対価を徴収するエクステンションプログラムを 15 件程度実施する。

◇ 国内外の大学や筑波研究学園都市の研究開発法人とのトランスボーダー連携に関する具体的方策

(16) 国内外の国公立大学と次の方法により、教養教育あるいは専門分野における相補的、互恵的な補完を行う共同学位プログラムを実施する。

(1) 科目ジュークボックス（パートナー大学と授業科目を相互に提供、共有し合うシステム）の活用

(2) eラーニングの活用

(3) 大学間協定による単位互換の利用

(4) 学外学修の認定等の利用

(5) 教育課程の共同実施

<KPI:平成 32 年度までに(1)～(5)の形態ごとのモデルプログラムを開設し、平成 33 年度以降に拡大実施>（戦略性が高く意欲的な計画）

(16) 各形態による共同学位プログラムのモデルプログラムとして、以下を実施する。

・ボルドー大学とのダブルディグリープログラムにおいて科目ジュークボックスを活用

・鹿屋体育大学との間で eラーニングを活用した共同専攻を実施

・国内 4 大学との連携（単位互換）による山岳科学学位プログラムを実施

(17) 筑波研究学園都市の研究開発法人及び企業の開発研究部門の研究者と筑波大学の関連分野の研究者の協働により、大学院課程を中心に多くの分野で学位プログラムを実施する。

<KPI:平成 29 年度までにライフィノベーション学位プログラムを実施し、平成 30 年度以降より他分野へ拡大>（戦略性が高く意欲的な計画）

(17) ライフィノベーション学位プログラムにおいて、現在の 4 領域（病態機構、創薬開発、食料革新、環境制御）に加えて、新たに 2 領域（生体材料、生物情報）を開設する。

◇ 世界から多様かつ優秀な学生を受け入れる入学者選抜に関する具体的方策

(18) 教育システムと体制の再構築に従い、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを定めた「筑波スタンダード」を内容がより明確となるよう洗練し、これらに基づくアドミッションポリシーに沿って、世界から優秀な学生を受入れるための国際バカロレア（IB）スコアの一層の活用などグローバル入学者選抜システムを確立する。

<KPI:平成33年度までに入学者選抜試験を経て入学する外国人学生を学群は10%、大学院は20%まで拡大>

(18) 現行の国際バカロレア特別入試、帰国生徒特別入試等のグローバル入試の統合、再編等の検討を実施するとともに、広く国際社会で認められた海外教育プログラム修了者を対象とした入学者選抜を一部の学群において実施する。

(19) 学士課程においては、入学希望者（外国人高校生や社会人を含む）の真の能力を最大限に引き出す教育システムに対応できる人文社会系、自然科学系などの大括り入試を実施する。

<KPI：平成32年度までに大括り入学者選抜を実施>

(19) 大括り入試の導入に向け、高等学校教育改革や「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」など国の高大接続改革に係る動向も踏まえ、「主体性・協働的態度」の評価や記述式試験の在り方とともに、入試区分、募集人員、試験科目及び試験問題等に関して具体的に検討した上で、詳細な制度設計を行う。

◇ 教育研究組織の見直し、再編成に関する具体的方策

(20) 学位プログラム制による教育に全学的に移行するとともに、分野横断型の学位プログラムを拡充する。これに併せて、既存の教育組織の入学定員を見直し、学位プログラムごとに適切に設定する。

(20) 学位プログラム制への全学的移行に向け、学校教育法100条ただし書の規定を適用して、大学院研究科に代えて教員組織、教育組織を分離した教育体制の構築に必要な手続きとともに、体制整備を目指して必要な準備を進める。また、学士課程において、幅広い学問分野の基礎知識と様々な地球規模の課題解決能力を修得し、多様な分野の大学院への進学に繋がる、分野横断型の「地球規模課題学位プログラム」（募集人員：若干名）を開設し、学生受入れを開始する。

【年度計画6を一部再掲】

(21) 社会的ニーズを踏まえて、人文社会科学分野、図書館情報学分野などの教育組織、教員組織を見直す。また、法科系及び教育系の大学院などについて研究学位、専門学位及び専門職学位に対応できる教育組織への再編成を推進する。

<KPI：平成28年度から平成31年度において見直しを実施し、平成32年度までに見直し結果に基づき必要な行動計画等を策定>

(21) 学位プログラム制への全学的移行の検討と併行して、上記分野の教育課程・教育体制について、学問の進展や社会のニーズに的確かつ迅速に対応できるようにする観点から、また、学問分野・領域の特性等に応じて明確化する方向で、見直しを進める。

3 学生の自立性を高めるための支援等に関する目標を達成するための措置

◇ 学生の自立性を育成するための支援に関する具体的方策

(22) 学内外における自主的・主体的な活動を促進し、一部自立した活動への経済支援を講じるとともに、経済困窮者に対する本学独自の奨学金や授業料免除等の経済支援を充実する。また、在学期間内に多くの学生を武者修行のために海外に派遣する。

<KPI: 在学期間内に学生の半数相当を海外派遣>

(22) 学生の海外派遣時の安全対策を図りつつ、官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」への応募に向けた支援や、本学独自の海外留学支援事業「はばたけ！筑大生」において、学生の専攻分野に応じた派遣内容だけでなく、課外活動に着目した派遣内容の拡充したプログラムによる海外武者修行支援事業を実施するなど、海外派遣学生数の増加(前年度比10%増加)を図る。

◇ 快適で安全・安心な学生生活の環境の創出に関する具体的方策

(23) 学修環境や生活環境を学生宿舎におけるグローバル・レジデンス整備事業を中心に計画的に整備し、学生が心身ともに快適かつ安全・安心で質の高いキャンパスライフを送ることができるようにする。

<KPI: 平成30年度までにグローバル・レジデンスを整備>

(23) 一の矢地区の短期・ショートステイハウスの第二期(124室)整備を完了し、運用を開始する。また、グローバルヴィレッジ、コミュニティステーションの第一期(310室)運用を開始する。

◇ キャリア形成・就職支援の拡充に関する具体的方策

(24) 学生のキャリア支援に関わる体制を見直し、様々なハンディキャップを有する学生をはじめ、学群及び大学院学生、日本人と留学生などを一元的に支援する「筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター」を設置し、教育研究組織と連携しつつ、ポスドクを含むすべての学生の多様な進路希望に応えるべくキャリア形成を全学的に支援する。特に、発達障害を含め多様な障害のある学生に対する公平・公正な評価に必要な支援モデルを構築する。

<KPI: 平成33年度までに国内にいる同窓生のネットワークを整備するとともに、留学生の進路把握システムを構築し、海外にいる同窓生のネットワークを順次整備、平成31年度までに発達障害学生に対する支援モデルを構築>

(24) 将来的な学生のキャリア支援の実現に向け筑波大学交流広場 SNS を用い、国内の同窓生ネットワークの整備・強化を行うとともに、学外同窓組織等との連携方法の検討を行う。また、海外同窓組織については、海外拠点を中心に整備を進める。

4 世界トップレベルの研究の推進に向けての目標を達成するための措置

◇ 基盤研究の着実な実施及び学際横断型研究の飛躍的推進に関する具体的方策

(25) 国内外の大学等の研究機関との連携の強化、双方向型共同研究、大型国際共同研究の実施や海外研究ユニット招致等を通じて、本学の強み、特色のある数理科学、環境エネルギー、情報計算科学、生命・医科学、人文社会科学、スポーツ科学などの分野において国際的な共同利用・共同研究拠点を形成する。(戦略性が高く意欲的な計画)

(25) 優れた国際共同研究拠点の形成及び若手研究者育成のため、海外教育研究ユニットを新規で2件招致し、8ユニットに拡大する。【年度計画2を一部再掲】

(26) 重点的な研究支援を一層加速し、WPI「国際統合睡眠医科学研究機構」や計算科学研究センター、生命領域学際研究センター(TARA)、人文社会国際比較研究機構、数理物質融合科学センター、地球・人類共生科学研究機構、遺伝子実験センター、下田臨海実験センター等を中心に世界トップレベルの研究を推進する。

<KPI: 相当数の研究領域において世界100位以内を実現> (戦略性が高く意欲的な計画)

(26) 平成28年度に策定したセンター再編の基本方針に沿って、R1(世界級研究拠点)に認定されたセンターについて、当該センターの研究戦略に沿った教員人事を実現する観点から人事部局として取扱うとともに、学内の戦略的資源配分等により重点的な支援を行う。また、全国共同利用・共同研究拠点をはじめとしたR1以外の研究センターについても、戦略的な支援を行うため、新たな支援の枠組みを策定する。さらに、世界大学ランキングタスクフォースの結果を受けたランキング向上策について対応する。【年度計画31に後述】

◇ 社会還元型研究をオールつくばで推進するための具体的方策

(27) 国際産学連携本部の下に外部資金による新たな開発研究センターシステムを導入し、企業との共同研究、共同出資による研究組織の整備、研究施設・設備の学内外の共用化・共有化を通じて社会還元型研究を積極的に推進する。

<KPI: 平成29年度までに藻類バイオマス・エネルギーシステム開発研究センターの活動と関連システムを確立し、平成30年度以降順次他分野へ拡大> (戦略性が高く意欲的な計画)

(27) 藻類バイオマス・エネルギーシステム開発研究センターの設置にあわせて導入した開発研究センター制度(経費を全て外部資金で賄い、社会還元型研究に特化する)に基づいて、プレシジョン・メディシン開発研究センターを稼働する。また、未来社会工学開発研究センター、スポーツイノベーション開発研究センターを設置する。さらに、2つの開発研究センターの設置に向けた準備を進める。

(28) 筑波研究学園都市内の大学、研究開発法人、企業研究所、その他の研究機関と協働し、TIA-nano方式を一層発展させた連携形態として、省庁や企業組織などの壁を越えて人材を結集することのできるイノベーション研究プラットフォームを構築することによって、新たなデバイス・機器や機能性植物の開発やサイバニクスを含む新規医療の研究など社会還元型研究を推進する。(戦略性が高く意欲的な計画)

(28) TIA-nano方式を一層発展させた連携形態によるイノベーション研究プラットフォームを構築し、研究開発法人、企業研究所、その他の研究機関と協働してイノベーション研究を推進する。

◇ 学内の研究システムの大胆な改革に関する具体的方策

(29) 基幹研究組織（WPI「国際統合睡眠医科学研究機構」、計算科学研究センター、生命領域学際研究センター（TARA）など）を中核として研究センターの改組・再編・集約を進める。
〈KPI：平成 28 年度までにすべての研究センターの改組・再編・集約計画を策定し、当該計画に基づき改組再編集約を順次実施〉（戦略性が高く意欲的な計画）

(29) 平成 28 年度に策定した研究センター再編の基本方針に沿って、研究戦略イニシアティブ推進機構が、4 段階（R1 から R4）の級認定評価を実施し、PDCA サイクルを開始する。

※ R1：世界級研究拠点(2 拠点程度) R2：全国級研究拠点
R3：重点育成研究拠点 R4：育成研究拠点

(30) 定量的・定性的指標に基づく客観的な研究組織評価を導入するとともに、各教員の研究活動をさらに高める観点から、適切なエフォート管理システムを確立する。
〈KPI：平成 28 年度から客観的な組織評価を試行的に実施し、新たな評価手法の開発を含めて平成 33 年度までにエフォート管理システムを確立〉

(30) これまで、学群および研究科（教育組織）、系（教員組織）において実施していた組織評価の対象を重点化した研究センターまで拡大するとともに、組織評価を、定量的評価指標を中核とし、併せて本部が定める事項に関する定性的な記述に基づく評価に切り替える。

また、教員のエフォート管理を進める観点から、これまで独立していた既存の情報システム（研究者情報、教育情報関連等）を可能な限り一体的な運用・相互連携を図るよう改善を進める。

(31) 全学的な研究資源の戦略枠を設定するとともに、研究活動の評価に基づく資源の再配分システムを導入する。

(31) 平成 28 年度に策定した研究センター再編の基本方針に沿って、R1（世界級研究拠点）に認定されたセンターについて、当該センターの研究戦略に沿った教員人事を実現する観点から人事部局として取り扱うとともに、学内の戦略的資源配分において重点的な支援を行う。また、R1 以外のセンターについても、全国共同利用・共同研究拠点をはじめとして戦略的に支援を行う。このため、新たな支援の枠組みとして新たに戦略イニシアティブ（SS）を設置し、重点的に支援する。【年度計画 26 を一部再掲】

(32) 学外の研究機関との連携・共用を進めるため、混合給与制度、年俸制を積極的に活用する。

(32) 平成 29 年 3 月時点で 28%に達した年俸制教員については、引き続き適用教員の増加を図りつつ、年俸制教員評価の実施評価方法等の検証を行う。また、混合給与の導入について、研究開発法人等との混合給与制度（平成 29 年 3 月時点で 16 人適用）に加えて、企業等との導入について検証を行う。【年度計画 53 に後述】

◇ 本学の研究成果について、社会から広く容易にアクセス・利用を可能にする具体的方策

(33) 効果的に科学技術研究を推進することでイノベーションの創出につなげることを目指し、研究者情報、機関リポジトリ、研究データリポジトリ等と連携した、網羅的でさまざまな用途に対応できる研究成果の統合的データベースを構築し、これらの情報を社会に発信するとともに、オープンサイエンスを推進する。

<KPI:平成 33 年度までに研究成果の統合的データベースを構築>

(33) 統合的データベース構築に向けた調査結果を基に、オープンサイエンス（研究成果）の推進に向け、機関リポジトリを中心とした検討・制度設計を行い、運用方針を策定する。

5 研究の健全化を達成するための措置

◇ 公正で健全な研究環境の展開に関する具体的方策

(34) 研究倫理教育の実施、大学院教育における研究倫理科目の必修化などにより、研究における不正行為・研究費の不正使用の防止体制を充実する。

<KPI:教育課程の学位プログラムの移行に合わせて、平成 30 年度までに大学院教育における研究倫理科目を必修化>

(34) 研究における不正行為・研究費の不正使用の防止に繋げるため、現在大学院共通科目として開講している「研究倫理」の内容を検証するとともに、各学群・研究科における受講状況を確認し必修化に向けた検証を進める。

6 産学連携機能とイノベーション創出に向けての目標を達成するための措置

◇ 能動的産学連携活動の推進に関する具体的方策

(35) 技術シーズを能動的に企業、投資家等のニーズにマッチングさせ、売り込んで行く新たなシステムを構築する。共同研究の間接経費及び知財収入の増により、ビジネスモデルの構築や戦略的な知財マネージメントを行うことができる技術移転マネージャー等の充実を通して産学連携機能の強化を自立的に行うなど正のリソース循環を実現するとともに、連携分野の整理・統合、事務職員等の効率的配置及び東京キャンパスを含むキャンパス機能再配置プランにより国際産学連携本部業務機能を強化する。また、研究や産学連携の成果を教員（研究者）や技術移転マネージャー等の評価や給与に反映させるなど、インセンティブを付与する制度を確立する。

<KPI:平成 24 年度に比べ、平成 33 年度において間接経費及び知財収入の合計を倍増。平成 33 年度までにインセンティブを付与する制度を確立>

(35) 産学官共創プロデュースを担当する専門人材を 3 名配置し、技術移転マネージャーの業務評価サイクルを整備することで、民間共同研究費や知財収入について前年度比 20%増加を目指す。

(36) 世界トップ企業との積極的連携を図り、包括協定締結や特別共同研究事業等の拡充により事業化を促進する。

<KPI:平成24年度に比べ、平成33年度において共同研究件数の70%増を実現>

(36) 産学連携担当副学長を置き、連携・渉外室を改組して事業開発推進室を設置するなどして世界トップ企業との連携を大学経営に資するべく体制を整備する。

また、大型の共同研究や特別共同研究事業の件数と共同研究費の増加に向け、包括協定の締結や特別共同研究事業を推進し、平成24年度に比べ共同研究件数の30%増を実現する。

(37) 学群教育、大学院教育及び筑波研究学園都市の若手人材育成の中にデザイン思考とアントレプレナー教育を明確に位置づける。

<KPI:平成30年度までに学群の総合科目、大学院共通科目等としてアントレプレナーに関する科目を整備・充実する。また、平成33年度までにつくばクリエイティブキャンプ等の参加者を倍増。平成31年度につくば地域における起業家人材を育成する「つくばアントレプレナー教育センター（仮称）」を設置>

(37) 起業文化醸成や起業に向けた実践的なアントレプレナー教育プログラムとして、平成28年度から学士課程に自由科目としてベーシックとアドバンスドに分けて開設した「つくばクリエイティブキャンプ」を引き続き開講し、参加者を前年度比10%増加させる。

◇ 筑波研究学園都市を中核とする産学連携機能を強化するための具体的方策

(38) 筑波研究学園都市内の大学、研究開発法人、企業研究所、その他の研究機関との一体的なエコシステムによるイノベーション研究プラットフォームとして ALL TSUKUBA イノベーション推進機構（仮称）を形成（つくば、秋葉原など）し、基礎研究と開発研究の橋渡し、大学と研究所間・プラットフォームを構成する研究所間の研究活動の協調を図り、大学院教育と研究活動の一体化等を推進する。また、附属病院と筑波研究学園都市内の関係医療機関、関係企業等との医工連携による臨床研究を一体的に推進する仕組みを整える。

<KPI:平成28年度にイノベーション創出のための一体的・一元的な基盤整備に関する筑波研究学園都市内関係機関等の協議組織（ALL TSUKUBA イノベーション推進機構（仮称））を立ち上げ、平成31年度にイノベーション創出・事業化を促進する「つくばイノベーションセンター（仮称）」及び「つくば医工連携臨床研究開発センター（仮称）」を設置>（戦略性が高く意欲的な計画）

(38) 筑波研究学園都市内の研究開発法人等との連携により知的財産権に関する事務などを共同で処理するつくば知的財産活用センター（仮称）の設置に向けて、学内関連組織や学外組織と連携を強化し、保有する特許等の知的財産について、事業化シナリオの作成等による高付加価値化を図り、その活用を推進する。【年度計画39に後述】

また、つくばグローバル・イノベーション推進機構をはじめとした関係機関と密に連携してイノベーション創出のための活動を推進し、シーズ発掘及び登録機能の推進、基礎研究から実用化研究の支援体制を強化する。さらに、つくば臨床医学研究開発機構（T-CReDO）を通じ、医工連携による臨床研究を推進しながら製薬企業等との共同研究を拡大する。【年度計画47に後述】

(39) 筑波研究学園都市内の研究開発法人、企業、研究所との連携により、例えば、知的財産権に関する事務などを共同で処理したり、研究倫理や起業に関する研究者や職員の研修を共同で実施するなど、イノベーション創出のための一体的・一元的な基盤整備を順次進める。
<KPI：平成31年度に「つくば知的財産活用センター（仮称）」を設置>（戦略性が高く意欲的な計画）

(39) 筑波研究学園都市内の研究開発法人等との連携により知的財産権に関する事務などを共同で処理するつくば知的財産活用センター（仮称）の設置に向けて、学内関連組織や学外組織と連携を強化し、保有する特許等の知的財産について、事業化シナリオの作成等による高付加価値化を図り、その活用を推進する。【年度計画38を一部再掲】

◇ 国際的な産学連携活動の展開に関する具体的方策

(40) 筑波研究学園都市を中核とする産学連携活動をさらに海外にも拡大し、海外企業との連携、海外大学との連携、海外研究ユニット招致等を含むグローバルな産学連携活動を推進する。
<KPI：平成24年度に比べ、平成33年度において海外企業との共同研究件数を倍増>

(40) 世界トップの創薬企業やエレクトロニクス産業を中心に海外企業との連携を拡大し、海外企業との共同研究費について前年度比20%増加を目指す。

7 筑波研究学園都市を含めた地域との連携に向けての目標を達成するための措置

◇ 環境・エネルギー問題に関する具体的方策

(41) 環境・エネルギー問題推進に係る、競争的資金獲得支援、重点的資源配分、CO2削減、目標の明確化、教職員や学生等の積極的取組の促進などの全学体制を整備するとともに、環境、エネルギー、経済の視点から、産官学民の連携により省エネルギー・低炭素社会を構築するプラットフォーム（つくば3Eフォーラム）と連携し、研究成果を社会に還元する。

(41) つくば3Eフォーラムの活動を通じて、筑波研究学園都市の自治体や研究機関等との連携を推進し、環境・エネルギー等に関する社会的な課題に対して、タスクフォースを中心としたプロジェクト及び積極的な社会発信を実施する。学内においては、地球温暖化対策とエネルギー対策を一体的に取り組む全学体制を整備する。さらに、太陽光発電設備等の導入を拡張するとともに、空調設備及び照明設備等の高効率機器へ更新を推進する。

◇ 社会との連携・協力、生涯教育等の社会サービスに関する具体的方策

(42) 大学の知的ポテンシャルと社会の課題解決ニーズを双方向に結びつけることにより、大学と社会との教育・研究を通じた交流を推進するとともに、大学の知の発信として社会人に学びの場を積極的に提供するなど社会貢献を強化する。

(42) これまでに実施した地域連携や震災復興支援等を通じて構築した、茨城県内を中心とする近接の地方自治体等との関係をさらに強化し、社会貢献(地域貢献)プロジェクト等の活動を軸として、科学振興、文化・地域活性化、健康・医療・福祉等様々な分野において、本学の教育研究活動を活かした地域貢献活動を実施する。

8 附属病院に関する目標を達成するための措置

◇ 次世代医療を担う医療人の育成に関する具体的方策

(43) 海外研修制度、アカデミッククリニカルプログラムなどのグローバルなキャリア支援等の強化及び卒前・卒後教育の一体的で魅力ある教育・研修プログラムの構築を通して、次世代医療人を育成する。また、広い分野を片寄りなく組織的に研修を行い、幅広い臨床能力を備えた医師・医療職等を養成するレジデント制度の拡充など機能強化を行い、高度医療人を育成する。
<KPI:平成33年度までに海外研修制度による派遣者を倍増>

(43) 医療職の海外研修制度を開始するとともに、看護師特定行為研修をはじめ、すべての医療職のキャリア教育の更なる充実を図り、高度医療人の育成・グローバルなキャリア支援を推進する。

◇ 新たな医療技術・診断治療法の導入に関する具体的方策

(44) 粒子線治療（陽子線、BNCT）等の高度ながん治療及びスポーツ医学・健康科学による予防医療を推進し、新たな治療法や診断法など高度医療を提供する。
<KPI:平成33年度までに臨床研究を含めてBNCT治療を開始>

(44) 粒子線治療等の高度ながん治療の推進のため、陽子線治療の次世代装置の導入計画を確定するとともに、BNCTの医師主導治験を開始する。また、予防医学研究センターの整備・拡充を図り人間ドックの安定運用を推進する。

◇ 地域医療における中核的医療機関としての機能充実に関する具体的方策

(45) 地域臨床教育センター等の拡充・強化により、地域医療従事者の診療・研修能力の向上を図るとともに、地域医療機関等との連携による循環型医療提供体制を構築してキャリア支援を充実する。また、中核的医療機関として地域連携を強化し、救急・災害医療における拠点機能を整備・充実する。
<KPI:平成33年度までに救急搬送された重症入院患者数を30%増加>

(45) 後方支援病院との連携強化を図り、状態の安定した外来患者の逆紹介を推進するとともに、前方支援病院との連携を強化し紹介患者を増加させる。また、救急・災害医療拠点機能の強化策としてBCP（事業継続計画）の作成と災害時訓練を行う。

◇ 産・官・学連携等の充実・強化による医療イノベーション創出に関する具体的方策

(46) 筑波研究学園都市等の研究機関及び民間等との連携により、がん、糖尿病等生活習慣病、難病・稀少疾病等の革新的な予防・診断・治療法を研究開発する。
<KPI:平成33年度までに予防・診断・治療法に関する医師主導の治験を6件以上着手>

(46) 平成28年度に大学の全学施設として改組したつくば臨床医学研究開発機構（T-CReDO）による臨床研究開発支援体制を強化し、国際水準の治験が実施可能なように質・量ともに強化を図り、産官学の共同研究の推進・早期技術移転に向けた基盤強化を図る。

(47) サイバニクス研究センター等との医工連携による新たな医療機器等の研究や、スポーツ医学、健康科学に関する医療サービスの確立に向けた研究を推進する。

<KPI:平成33年度までにスポーツ医学と健康科学を融合したセンターを設置>

(47)平成28年度に設置したスポーツ医学・健康科学センターの整備・拡充を図り、広報活動を強化して利用者増大を目指す。また、平成28年度につくば臨床医学研究開発機構(T-CReD0)の組織として再整備をした未来医工融合研究センターにおいて、サイバニクス研究センター、スポーツ医学・健康科学センター、プレジジョン・メディシン開発研究センターや筑波研究学園都市内の研究所等との連携を強化して、臨床研究を推進する。【年度計画38を一部再掲】

9 附属学校に関する目標を達成するための措置

◇ 附属学校群の再編を含む人事、運営、経営面における改革の推進に関する具体的方策

(48)大学の持つリソースの一層の活用、附属学校の学校種・キャンパスを超えた連携・再編の促進、国の規制緩和等をふまえた自己収入増を通して、スーパーグローバル大学創成支援事業、スーパーグローバルハイスクール事業や国際バカロレア教育による高大連携を通じたグローバル人材育成システムの構築、及び教育系の大学院と組織的に連携し高度な専門性をもつ教師の育成システムの構築を行う。

(48)グローバル人材育成システムの構築に向け、附属坂戸高等学校と教育研究科(国際教育プログラム)間及び附属学校と大学附属図書館間、それぞれの連携について検討し方針をまとめる。

◇ 初等・中等教育及び特別支援教育における教育モデルを構築するための具体的方策

(49)先導的教育拠点、教師教育拠点、国際教育拠点の成果を活かし全国の大学・附属学校と「コンソーシアム」を構築し、グローバルな素養を育てるカリキュラムを開発・提案する。それらの素養に基づき、体育系の大学院と組織的に連携しオリンピック・パラリンピック教育を全国に提案する。

<KPI:平成30年度までにグローバルな素養を育てるカリキュラムを開発>

(49)附属高等学校において、お茶の水女子大学附属高等学校との連携によるキャリア教育プログラム作成に着手する。また、体育系の大学院と連携した委員会組織の下、附属学校群においてオリンピック・パラリンピック教育を実施し全国に提案するとともに、オリンピック・パラリンピックと関連したボランティア教育プログラムを開発、試行する。

(50)附属11校を全国的に教育を先導する学校群(クラスター)ととらえ、附属学校群の教科指導・行事・特別支援教育に関する教師の指導力の高さ、実践研究の豊かさなど附属学校各校の知見の蓄積を、附属学校群としての交流を通して共有し、深められる強みを活かすとともに、特別支援教育研究センターや全国の大学との協働体制を強化して、「筑波型インクルーシブ教育システムを目指したプログラム」を開発し、公開研究会や出版活動を通して全国的にその成果を還元する。

<KPI:平成31年度までに「筑波型インクルーシブ教育システムを目指したプログラム」を開発>

(50)附属学校群11校全校の児童生徒が参加するスポーツ活動・文化交流・共同生活を発展させるなど、筑波型インクルーシブ教育システムを目指したプログラム開発を引き続き推進する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

◇ 学長のリーダーシップの下での適正な体制の整備・活用に関する具体的方策

(51) 長期的な視点等から、大学運営のための調査・企画・立案等を行う体制を構築し、各教育研究組織の評価において新たに客観的指標に基づく評価を学内資源配分等に反映する。また、学内の各部署に局在する情報を統合的にマネジメントし、情報ガバナンスを強力に推進できる体制を構築する。このため、附属図書館、情報化推進課及び学術情報メディアセンター等の関連組織を再編成する。

(51) 学長直轄の大学戦略室において、経営的な観点から法人の将来ビジョンの策定を行う。また、定量的評価指標を用いた教育研究組織評価を導入し、学内資源配分に反映する。
また、学内情報を一元的に管理するために平成 28 年度に設置した情報ガバナンス基盤室において、大学作成情報の所在情報等を管理するシステムである「大学作成情報マネジメントシステム」の構築を進める。

(52) 経営協議会をこれまで以上のような様々なステークホルダーから構成されるようにするとともに、法定の審議事項以外について経営協議会学外委員と大学執行部の意見交換の場を設け、社会一般の視点からの意見を大学運営に反映させる。

(52) 経営協議会委員の任期を考慮しながら委員構成を検討し、法定の審議事項以外について経営協議会学外委員と大学執行部との意見交換を実施し、大学運営に反映させる。

◇ 教職員の個性と能力を最大限に発揮しうる人事制度の構築等に関する具体的方策

(53) 教員を対象とし、全学的かつ戦略的な視点からの教員任用を可能とするシステムへの改編、年俸制、混合給与等を活用した人事給与制度を実現する。また、個別の人事に際して当該業務内容を明確に定めるとともに、教員に関する総合的なデータベースを構築・活用することにより教員人事を客観的で厳格な評価に基づくものとする。また、教育研究の質の向上につながる適正な評価システムの整備・活用を進める。併せて若手・女性・外国人教員等配置を促進する。

さらに、40 歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を、22%以上となるように促進する。

<KPI：若手教員 25%、女性教員 20%、外国人教員 10%、年俸制適用教員 30%、平成 27 年度に比べ、平成 33 年度において混合給与適用教員を倍増>

(53) 平成 29 年 3 月時点で 28%に達した年俸制教員については、引き続き適用教員の増加を図りつつ、年俸制教員評価の実施評価方法等の検証を行う。また、混合給与の導入について、研究開発法人等との混合給与制度（平成 29 年 3 月時点で 16 人適用）に加えて、企業等との導入について検証を行う。さらに、海外教育研究ユニット招致をはじめとした施策により外国人教員の増加を図る。【年度計画 32 を一部再掲】

(54) 教員以外の職員については、柔軟で多様な人事制度を構築するとともに、職務評価を基本とする適切な評価の実施・運用を行う。また、業務の高度化・多様化に対応するため、OJTの強化、資格取得支援及び体系的な職員研修の実施等、職員のステージに応じた能力開発を行う。さらに、キャリアパス等の雇用条件を整備して高度専門職の学内外公募を推進するとともに、筑波研究学園都市の研究機関をはじめとする他機関等との人事交流・職員研修を推進する。

(54) 「グローバル・コモンズ連携プログラム（事務職員を対象とした海外大学等での短期業務研修プログラム）」等を実施し、職員が海外研修（キャンパス・イン・キャンパスを含む協定校等への派遣、NAFSA年次大会参加等）で国際感覚を身に付ける機会を広げ、職員のグローバル化を推進する。さらに、職員の海外大学とのインターンシップの受入・派遣の拡充を図る。また、URAに関しては、現状において高度専門職としての位置付けが明確でないため、「第三の職」としてのURAの体制整備の検討を進める。

◇ ダイバーシティ共生社会の実現に関する具体的方策

(55) ワークライフバランス相談体制の充実や育児クーポンの活用等による出産・育児・介護等に携わる教職員への就業環境を整備する。障害者や外国人等を含む多様な教職員への個別的状況に応じた相談体制の構築などによるきめ細やかな支援を行うとともに、学生のキャリア支援との有機的連携体制を構築する。また、男女共同参画社会の形成に向けて、女性管理職への登用を促進するなどして女性の活躍の場を拡大する。

<KPI：女性管理職 20%程度>

(55) ダイバーシティを推進するための次世代キャリアプログラムとして、ダイバーシティや男女共同参画について、引き続き学群総合科目や大学院共通科目を開設するとともに、学群生・大学院生・若手研究者を対象として、女性研究者についてのロールモデル懇談会等を開催する。

2 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

◇ 法令遵守（コンプライアンス）の徹底に関する具体的方策

(56) ハラスメント防止を含めた法令遵守（コンプライアンス）の意識をより一層高めるため、階層別研修において必修の講義を開設するとともに、eラーニングによる研修を配信する。また、ハラスメント防止に係る対応を強化するため、常時カウンセラーを配置したハラスメント相談室を設置し、相談者に配慮した事案の早期解決及び啓発活動を推進する。

(56) ハラスメント防止に係る対応を強化するために設置したハラスメント相談センターについて、同センターを活用した相談体制、即応体制等の検証を行う。

また、学内外のコンプライアンス違反事例を収集・検討の上、コンプライアンスマニュアルやコンプライアンスチェックリストを更新し、広く教職員に周知する。

◇ 安全性と柔軟性を併せ持つ情報セキュリティ環境の実現に関する具体的方策

(57) 全ての大学構成員に対する情報セキュリティ教育受講の義務化を目標とするとともに、情報セキュリティ監査等を通じたリスクマネジメント及びキャンパス情報ネットワークのセキュリティを強化すること等により、情報セキュリティ環境を充実・強化する。

(57) 情報セキュリティの更なる徹底に向け、以下を実施する。

- ・学生・教職員の e-ラーニング及びセミナーによる情報セキュリティ教育の徹底に向けた取組を推進
- ・セキュリティ監査を実施
- ・新しく導入されたセキュリティ対策機能（URL フィルタ、サンドボックス等）の運用を開始
- ・情報セキュリティ対策基本計画の見直しを実施

◇ 監事監査機能及び内部監査機能の一層の強化に関する具体的方策

(58) ガバナンスを含む法人全体の視点に立った実効性のある監事監査推進のため、質・量ともに必要十分な情報が速やかに監事のもとに集約されるよう、法人としてのサポート体制を強化する。また、不正が発生するリスクに対する重点的・効果的な内部監査の推進、会計監査人との連携による法人運営に対するより多角的な内部監査を実施する。

(58) 監事による重要文書の調査及び監事への重要事項の報告に関する制度の運用を通じて、監事の日常的な監査機能を強化する。また、会計監査人とも連携し、不正が発生するリスクに対する重点的・効果的な内部監査を実施する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

◇ 業務の効率化・合理化等に関する具体的方策

(59) 本部及び各組織において、組織編成及び事務手続きの重複の排除、業務の標準化等により業務の効率化・合理化を推進し、業務システムとしての機能を整備・高度化する。

(59) 従来、別々の組織が担当し、異なる手続きによって学内合意形成がされていた寄附講座、寄附研究制度、その他企業等からの寄附金による活動などを一元化し、統一的な制度に組み換え、事務処理及び学内合意形成を一体的に行う。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

◇ 外部資金獲得のための体制強化に関する具体的方策

(60) URA の活用などの戦略的な研究支援により大型の科研費などの獲得額を増加させるとともに、企業等からの共同研究件数（特別共同研究事業件数を含む）を飛躍的に増やす。

<KPI：平成 24 年度の企業等からの共同研究件数に比して、平成 29 年度に 50%増、平成 34 年度に倍増>

(60) URA 研究戦略推進室、研究推進部、産学連携部の業務に関する PDCA サイクルの結果や研究成果等の分析等により、本学の得意分野及び将来を見据えた重点分野の明確化を推進し、戦略的研究支援策を実施する。また、産学連携担当副学長を置き、渉外活動を強化する。（企業との共同研究件数・受託研究件数の平成 24 年度の対比において、平成 29 年度に 50%増を目指す。）

◇ 多様な収入源の確保に関する具体的方策

(61) 授業料等について、文部科学省が定めた標準額を踏まえ適切な水準に見直しを行う。

(61) 国が給付型奨学金制度を創設したことを踏まえ、授業料等負担の在り方について、授業料と奨学金が一体となった戦略的な運用モデル案を作成する。

◇ 大学の多様な活動を支える基金の整備・運用等に関する具体的方策

(62) 教育・研究活動等の充実・支援のため、大学の活動を支援する多様な人材のネットワーク等を活用し、基金を着実に拡充する。また、大学の資産等を活用し、外部との連携によるものを含めて、新たな附帯事業の創出に取り組む。

(62) 策定した計画に基づき、恒常的に募金活動を展開するとともに、開学 50 周年基金の準備を開始する。また、附帯事業についても試行する。

◇ 附属病院の安定的な経営に関する具体的方策

(63) 新たな診療機能の整備（新棟整備）や既存の診療機能の拡充等により永続的・安定的な経営基盤を確立する。また、ガバナンス機能の強化及び PFI・国立大学病院管理会計システム等を活用した効率的な病院運営を推進する。

(63) 内科系入院機能の充実による高度急性期医療機能の強化を図るため、既存病棟の免震改修工事を開始する。また、国立大学病院管理会計システムを活用した効率的な人的・物的資源配分を推進する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

◇ 国家公務員の人件費改革を踏まえた人件費抑制に関する具体的方策

(64) 学長のリーダーシップの下で持続的な財政維持に留意しつつ、今後の18歳人口の減少等を見据えて、より少ない人件費の下での教育研究組織及び教育研究活動並びに事務支援のあり方に関する検討を進め、中長期的な行動計画を策定する。教員については、戦略的な教員配置を可能とする人件費管理方式に基づく運用を行う。また、事務系職員については、戦略的な人事配置の流動化を積極的に進める。

(64) 財政維持を勘案しつつ、教員については戦略的な教員配置計画を策定する。また、事務職員については組織や職員配置、業務内容を見直し、戦略的に重点配置する。

◇ 業務の合理化等による経費の抑制に関する具体的方策

(65) 契約業務など管理的業務の一元集中化等を進めるとともに、一定規模以上の事業の存廃などを評価するシステムの導入などにより経費の削減を行う。

(65) 平成28年度から開始した契約業務等の一元集中化による効果を検証する。また、一定額以上の事業の存廃などを評価するシステムの導入に向け、検討内容を踏まえて制度設計を行う。

3 資産の運用管理の改善及び施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

◇ 土地、施設等の効率的・効果的な運用管理に関する具体的方策

(66) 土地・施設等の活用計画の検証、機能の集約化により生じた資産の有効活用、土地処分収入の教育研究附帯事業への活用を行い、国の規制緩和に応じた取組を積極的に展開する。

(66) 国の規制緩和に応じた取り組みを踏まえ、土地・施設の有効活用等の検討を実施するとともに、職員宿舍の再開発整備計画を検討の上、並木3丁目職員宿舍の譲渡（売却）手続き等を実施する。

◇ 施設設備の整備、既存施設の計画的な維持管理を含めた施設マネジメントに関する具体的方策

(67) スペースチャージの全学導入により、部局専有面積の最適化を図り、重点を置く教育・研究分野及び競争的資金を獲得した研究分野に対して戦略的にスペースを配分するとともに、必要な財源を確保し計画的な維持管理を行う。また、土地の有効活用、教育研究機能の質の向上等の観点から、附属学校も含め、キャンパスマスタープランの充実を図る。施設設備の整備充実計画を検証し、グローバル・レジデンス整備計画をはじめとするグローバル化に対応した学生宿舍の整備充実などを、PFI事業などの多様な方法により計画的に推進する。なお、現在PFI事業により実施中の生命科学動物資源センター整備事業及び附属病院再開発事業についても、着実に実施する。

(67) 平成28年度から全学の教育・研究施設を対象に運用が開始されたスペースチャージ制度の対象範囲をセンター等まで拡大する。これらを通じて、専有面積の最適化を図り維持管理費を確保する。また、グローバル・レジデンス整備計画に基づき、PFI事業により2期190戸（4棟）のグローバルヴィレッジを整備する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

◇ 自己点検・評価の充実に関する具体的方策

(68) 第三者評価と連動した自己点検・評価を実施し、システムの改善・充実を進めつつ、評価結果を教育研究と大学運営の改善に活用する。

(68) 全学的調整を経て策定した定量的評価指標を用いた客観的評価システムを導入するとともに、国立大学法人評価と連動した教育研究組織に対する評価を実施・検証する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

◇ 最先端の知識情報基盤及び知の集積・発信システムの整備・運用に関する具体的方策

(69) 研究者が必要とする学術情報の提供を強化し、附属学校等との高大連携を支援し、地域への公開事業を拡大する。学生の新しいタイプの学習スタイルに対応した次世代学習スペースを整備する。また、オープンアクセス方針を策定し、貴重書及び学内紀要等を登録して、教育研究成果の保存・発信としてのつくばリポジトリのコンテンツを充実させる。

(69) 学術情報提供の一層の強化に向け、平成 31 年度以降の電子ジャーナル等整備方針を策定し、整備対象資料を選定する。また、タスクフォースを設置し、オープンアクセス方針の運用推進方策を検討する。さらに、学内紀要登録件数の拡充を図り、つくばリポジトリのコンテンツを充実させる。

◇ 大学情報の積極的な発信・提供に関する具体的方策

(70) 教育研究成果を的確に捕捉し、グローバル社会のさまざまなステークホルダーに分かりやすいかたちで積極的に発信することにより、世界的な教育研究の拠点として、本学の特色・魅力や教育研究内容及び運営状況等について、戦略的広報を展開する。

(70) 公式英語ウェブサイトにおいて、本学が発信する教育研究情報を、海外の利用者がタイムリーに閲覧できるよう、各教育組織の英語での情報発信の強化を図るとともに、研究組織について、ページの見やすさや導入のしやすさの検証を行う。

(71) 公文書館（アーカイブズ）を設置し、歴史的文書等の保存・公開を進めるとともに、大学設立 50 周年に向けて 50 年史の編纂を行う。

<KPI：平成 30 年度までに公文書館（アーカイブズ）を設置>

(71) 公文書館としての指定を受けるための申請を行うとともに、筑波大学 50 年史編纂委員会の下に設置した専門委員会において、50 年史編纂に向けて資料収集等の準備を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

◇ 危機管理体制の強化に関する具体的方策

(72) 安全・安心な教育研究環境を確保するため、想定される危機とその対応体制・システムの点検・整備、危機管理マニュアルの改善・充実、啓発活動の充実を図るなど、全学のリスクマネジメント体制を充実・強化する。また、大規模災害等の発生に備え、筑波研究学園都市などに所在する他機関との相互支援体制を構築する。

(72) 教育研究の場で想定される危機（リスク）とその対応体制の充実に向けて、教職員や学生の一層の自己啓発を図るため研修会等を開催する。また、近隣機関における大規模災害対応マニュアル等を入手し、相互支援の方策について調査等を行う。

◇ 安全管理・事故防止に関する具体的方策

(73) 安全衛生に関する教育として学群生対象に開講している科目では受講者が年々増加していることなどから、安全技術の習得を目指した実践的な科目を新たに開講し、カリキュラムを充実させる。また、事故を未然に防止するため、学内全域で職場巡視を行う衛生管理者に対してスキルアップ研修を行う。さらに、化学物質の管理については、薬品・高圧ガス管理システムを活用した自己点検に加えて毒物・劇物の保管状況の実地調査を実施することにより、安全管理の徹底と意識の向上を図る。

<KPI：平成30年度までに4科目開講>

(73) 安全技術の習得を目指し平成28年度に開講した学群生対象の実践的科目（総合科目Ⅲ「実践・安全衛生と化学物質」）について、継続開講と有効性の検証を行う。また、学内全域で職場巡視を行う衛生管理者に対してスキルアップを図るため、実験環境の巡視に関する研修会を開催する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

10,163,527 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

・並木3丁目職員宿舎の宅地（土地）及び601号棟外58棟（建物）（茨城県つくば市並木3-7-1 29,313.32㎡）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

・附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学の土地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、

・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・附属病院再開発事業 （PFI事業20-6） ・生命科学動物資源センター 施設整備等事業 （PFI事業13-13） ・病棟B改修 ・総合研究棟改修（人文系） ・武道場耐震改修 ・講堂耐震改修I ・校舎改築（小茂根：附特） ・小規模改修	総額 4,077	施設整備費補助金（2,023） 大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金（114） 長期借入金（108） 自己収入（1,832）

『「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額904百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額1,119百万円』

注) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

- (1) 引き続き年俸制教員・混合給与適用教員の増加を図りつつ、年俸制教員評価の実施評価方法等の検証を行う。
- (2) 財政維持を勘案しつつ、戦略的な教員配置が可能となるように全学戦略ポイントを運用する。
- (3) 海外教育研究ユニット招致等を活用して、外国人教員の増加を図る。
- (4) 全学的かつ戦略的な視点からの教員任用を可能とするシステムを引き続き運用する。

(参考1) 平成29年度の常勤職員見込数 3,658人
また、任期付職員の見込みを 740人とする。

(参考2) 平成29年度の人件費総額見込み 46,270百万円

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成29年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	40,618
施設整備費補助金	2,023
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	2,156
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	114
自己収入	42,480
授業料、入学金及び検定料収入	9,282
附属病院収入	30,671
財産処分収入	620
雑収入	1,907
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	11,452
引当金取崩	574
長期借入金収入	108
貸付回収金	5
承継剰余金	0
目的積立金取崩	70
計	99,600
支出	
業務費	76,884
教育研究経費	47,276
診療経費	29,608
施設整備費	4,077
船舶建造費	0
補助金等	2,156
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	11,452
貸付金	5
長期借入金償還金	4,716
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	310
計	99,600

[人件費の見積り]

期間中総額 46,270百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 退職手当については、国立大学法人筑波大学退職手当規程に基づいて支給することとする。

注) 「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額40,545百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額73百万円。

注) 「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額904百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額1,119百万円。

- 注) 施設整備費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。
- 注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。
- 注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。
- 注) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度予算額7,714百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額3,738百万円。

2. 収支計画

平成29年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	93,804
業務費	83,630
教育研究経費	11,114
診療経費	16,755
受託研究経費等	6,926
役員人件費	155
教員人件費	27,260
職員人件費	21,420
一般管理費	2,384
財務費用	566
雑損	0
減価償却費	7,224
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	94,163
運営費交付金収益	36,135
授業料収益	7,650
入学金収益	1,389
検定料収益	310
附属病院収益	30,671
受託研究等収益	8,511
補助金等収益	1,589
寄附金収益	1,532
施設費収益	199
財務収益	31
雑益	2,893
資産見返運営費交付金等戻入	1,602
資産見返補助金等戻入	1,086
資産見返寄附金戻入	565
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	359
目的積立金取崩益	70
総利益	429

注) 総利益(429百万円)の要因は、借入金元金償還額、固定資産の取得見込額及びPFI事業費と減価償却費の差額(416百万円)、リース債務元本と減価償却費の差額(13百万円)によるもの。

注) 受託研究経費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成29年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	104,125
業務活動による支出	84,661
投資活動による支出	6,655
財務活動による支出	7,680
翌年度への繰越金	5,129
資金収入	104,125
業務活動による収入	96,014
運営費交付金による収入	40,545
授業料・入学金及び検定料による収入	9,282
附属病院収入	30,671
受託研究等収入	8,511
補助金等収入	2,156
寄附金収入	1,925
その他の収入	2,924
投資活動による収入	2,762
施設費による収入	2,137
その他の収入	625
財務活動による収入	108
前年度よりの繰越金	5,241

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。

年度計画 別表				
学 群	人文・文化学群	人文学類 比較文化学類 日本語・日本文化学類	480人 320人 160人	
	社会・国際学群	社会学類 国際総合学類	340人 320人	
	人間学群	教育学類 心理学類 障害科学類	140人 200人 140人	
	生命環境学群	生物学類 生物資源学類 地球学類	320人 500人 200人	
	理工学群	数学類 物理学類 化学類 応用理工学類 工学システム学類 社会工学類	160人 240人 200人 500人 520人 480人	
	情報学群	情報科学類 情報メディア創成学類 知識情報・図書館学類	340人 220人 420人	
	医学群	医学類 看護学類 医療科学類	765人 300人 154人 (うち医師養成に係る分野 765人)	
	体育専門学群		960人	
	芸術専門学群		400人	
	大 学 院	人文社会科学研究科	哲学・思想専攻 歴史・人類学専攻 文芸・言語専攻 現代語・現代文化専攻 国際公共政策専攻 国際地域研究専攻 国際日本研究専攻	30人(5年一貫課程) 60人(5年一貫課程) 100人(5年一貫課程) 44人 〔うち前期課程 20人 後期課程 24人〕 60人 〔うち前期課程 30人 後期課程 30人〕 72人(修士課程) 107人 〔うち前期課程 50人 後期課程 57人〕
		ビジネス科学研究科	経営システム科学専攻 企業法学専攻 企業科学専攻 法曹専攻 国際経営プロフェッショナル専攻	60人(前期課程) 60人(前期課程) 69人(後期課程) 108人(専門職学位課程) 60人(専門職学位課程)

大 学 院	数理物質科学研究科	数学専攻	90人	〔うち前期課程 54人 後期課程 36人〕	
		物理学専攻	160人		〔うち前期課程 100人 後期課程 60人〕
		化学専攻	144人	〔うち前期課程 96人 後期課程 48人〕	
		ナノサイエンス・ナノテクノロジー専攻	75人 (後期課程)		〔うち前期課程 108人 後期課程 48人〕
		電子・物理工学専攻	156人		
		物性・分子工学専攻	161人	〔うち前期課程 122人 後期課程 39人〕	
		物質・材料工学専攻	27人 (後期課程)		
	システム情報工学研究科	社会工学専攻	294人	〔うち前期課程 216人 後期課程 78人〕	
		リスク工学専攻	96人		〔うち前期課程 60人 後期課程 36人〕
		コンピュータサイエンス専攻	310人	〔うち前期課程 226人 後期課程 84人〕	
		知能機能システム専攻	288人		〔うち前期課程 216人 後期課程 72人〕
		構造エネルギー工学専攻	184人	〔うち前期課程 136人 後期課程 48人〕	
		生命環境科学研究科	地球科学専攻		78人 (前期課程)
	生物科学専攻		176人		
	生物資源科学専攻		212人 (前期課程)		
	環境科学専攻		168人 (前期課程)		
	地球環境科学専攻		33人 (後期課程)		
	地球進化科学専攻		24人 (後期課程)		
	環境バイオマス共生学専攻		105人 (5年一貫課程)		
	国際地縁技術開発科学専攻		66人 (後期課程)		
	生物圏資源科学専攻		60人 (後期課程)		
	生物機能科学専攻		63人 (後期課程)		
	生命産業科学専攻		36人 (後期課程)		
	持続環境学専攻		36人 (後期課程)		
	先端農業技術科学専攻		18人 (後期課程)		
	人間総合科学研究科		フロンティア医科学専攻		100人 (修士課程)
		看護科学専攻	54人		
スポーツ健康システムマネジメント専攻		48人 (修士課程)			
教育学専攻		36人 (前期課程)			
教育基礎学専攻		24人 (後期課程)			
学校教育学専攻		18人 (後期課程)			
心理専攻		32人 (前期課程)			
心理学専攻		18人 (後期課程)			

大 学 院	障害科学専攻	120人		
			〔うち前期課程 90人 後期課程 30人〕	
	生涯発達専攻	92人 (前期課程)		
	生涯発達科学専攻	18人 (後期課程)		
	ヒューマンケア科学専攻	54人 (後期課程)		
	感性認知脳科学専攻	58人		
			〔うち前期課程 28人 後期課程 30人〕	
	スポーツ医学専攻	32人 (後期課程)		
	体育学専攻	230人 (前期課程)		
	体育科学専攻	45人 (後期課程)		
	生命システム医学専攻	112人 (医学の課程)		
	疾患制御医学専攻	136人 (医学の課程)		
	コーチング学専攻	16人 (後期課程)		
	芸術専攻	150人		
			〔うち前期課程 120人 後期課程 30人〕	
		世界遺産専攻	30人 (前期課程)	
		世界文化遺産学専攻	21人 (後期課程)	
	* スポーツ国際開発学共同専攻	10人 (修士課程) (16人)		
	* 大学体育スポーツ高度化共同専攻	6人 (後期課程) (10人)		
図書館情報メディア研究科	図書館情報メディア専攻	137人		
			〔うち前期課程 74人 後期課程 63人〕	
教育研究科	スクーラーデザイン開発専攻	39人 (修士課程)		
	教科教育専攻	160人 (修士課程)		
附 属 学 校	附属小学校	832人		
		学級数 24		
	附属中学校	600人		
		学級数 15		
	附属駒場中学校	360人		
		学級数 9		
	附属高等学校	720人		
		学級数 18		
	附属駒場高等学校	480人		
		学級数 12		
	附属坂戸高等学校	480人		
		学級数 12		
	附属視覚特別支援学校	252人		
		学級数 37		
附属聴覚特別支援学校	282人			
	学級数 42			
附属大塚特別支援学校	76人			
	学級数 13			
附属桐が丘特別支援学校	141人			
	学級数 31			
附属久里浜特別支援学校	54人			
	学級数 18			

* : 大学院設置基準第31条の規定に基づく共同教育課程であって、その収容定員は本学に係るものである。なお、() 内に当該共同教育課程全体の収容定員を示す。